



福岡県中小企業者等月次支援金について、10月分も給付します

- 県では、緊急事態措置やまん延防止等重点措置の影響を受け、売上が減少した事業者に対して、「福岡県中小企業者等月次支援金」を給付しております。
- 10月1日から、緊急事態宣言は解除されましたが、10月1日（金）から14日（木）までの期間、県において飲食店に対する営業時間短縮の要請などが行われたことに伴い、影響を受ける事業者の皆様に対しては、10月分の支援金も給付します。
- また、酒類販売事業者の皆様については、酒類の提供停止を伴わない営業時間短縮を行った飲食店との取引先の方についても対象とし、10月分の支援金も給付します。

1 対象者、給付額、申請期間、申請要件等
別紙のとおり

2 申請方法
Web上の申請を基本とします。

■申請先 <http://www.getsujishienkin.pref.fukuoka.lg.jp/>

福岡県中小企業者等月次支援金 

検索 



Web上の申請が困難な方のために、郵送での申請も受け付けます。
郵送申請書類をご希望の方は下記センターへご連絡ください。

3 お問い合わせ先
福岡県中小企業者等月次支援金 コールセンター（平日9時～17時）
TEL：0120-876-866